

資料2

国内における行政情報等の電子化事例

行政情報の電子化の例① ※各行政機関のHPを基に作成

	個人番号カード (マイナンバーカード)	住民基本台帳 カード	運転免許証	パスポート
背景	マイナンバーの確認と身元（実存）の確認を同時に行うことを可能とするとともに、電子的に個人を認証する機能(ICチップ)を搭載し、様々な用途に利用することを目的に導入	全国規模で本人確認を行うシステムとして、住基ネットが構築され、個人に住民票コードを付与。個人が住基ネットを効果的に利用できるよう住民票コード等が記録されたICカードを交付	免許証の偽変造を防止する観点から、ICチップを導入	旅券の不正使用を防止する観点から、ICチップを導入
意義・効果	行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤	自治体事務の効率化、各種行政手続きにかかる住民の利便性向上。特に電子政府・電子自治体の基盤として、インターネット等を通じた電子申請に対応	「不正行為」（偽造、なりすまし等）を防止し、確実な本人確認が可能	顔写真の張替え等券面への偽変造に対し、ICチップ格納情報と照合することにより偽造の検知を可能とした
用途	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号を確認する場面での利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等） 公的個人認証サービスの利用 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理（住民票の写しの広域交付） 電子申請に使われる電子証明書の格納媒体 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車や原付自転車の運転免許取得時に交付 自動車等を運転する際の携帯義務 	出入国審査の際にICチップの記録事項を参照し、本人確認
利活用	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用 	市町村の独自利用（印鑑登録証など）	<ul style="list-style-type: none"> 臓器提供の意思表示として裏面を利用 本人証明のため身分証明書として利用 	身分証明書

マイナンバーカードについて

<表面>



<裏面>



ICチップ記録事項

- 券面アプリケーション
(住所、市名、生年月日、性別、顔写真)
- 公的個人認証サービスによる電子証明書
アプリケーション
(署名用電子証明書、利用者用電子証明書)
- 券面事項入力補助アプリケーション
(住所、氏名、生年月日、性別、個人番号)
- 住基アプリケーション
(住民票コード)

<表面（住所、生年月日、顔写真入り）>



ICチップ記録事項

- ・券面記載事項
- ・住民票コード
- ・電子証明書(希望者のみ)

<裏面>

- ◆カードにご使用のパスワードは他人に知られないようご注意ください。
- ◆カードは曲げたり折れたりすると使用できなくなりますので、取り扱いにご注意ください。
- ◆カードを亡失した時は、直ちに届け出てください。
- ◆このカードを拾得された方は、直ちに下記の連絡先へご連絡ください。

サインパネル領域

(新) 住所 などを記載
市町村長 (印)

<参考（住所、生年月日、顔写真無し）>



(豊島区公式HPをもとに作成)

行政情報の電子化の例② ※各行政機関のHPを基に作成

		個人番号カード (マイナンバーカード)	住民基本台帳 カード	運転免許証	パスポート
格納情報		<ul style="list-style-type: none"> 電子証明書 券面記載事項 顔写真データ 住民票コード 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票コード 券面記載事項 電子証明書 (希望者のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 券面記載事項 本籍 顔写真 	<ul style="list-style-type: none"> 身分事項ページ記載事項 顔画像データ
導入時期		平成28年1月	平成15年8月25日 住民基本台帳カード交付開始 ※平成27年12月で発行終了。発行されたカードは有効期間内であれば利用可能。	平成19年1月4日より 全国で順次導入開始し 平成22年1月31日全国にて導入 ※IC化に伴い、従来の免許証交付手数料に450円を加えた額とした	平成18年3月20日以降の申請から導入 ※IC化に伴い、従来の交付手数料に1,000円を加えた額とした
発行数		約1,470万枚 (H30.7.1)	約960万枚 (H27.12.31)	約2,050万枚 (H29年)	約400万冊 (H29年度)
カード タイプ	非接触	Type B (ISO/IEC14443)	Type B (ISO/IEC14443)	Type B (ISO/IEC14443)	Type B (ISO/IEC14443)
	接触	ISO/IEC7816	ISO/IEC7816	—	—
有効期間		発行日から申請者の10回目の誕生日まで ※20歳未満の者は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで ※電子証明書は発行日から5回目の誕生日まで	発行日から10年 ※電子証明書は3年間	違反状況、年齢、免許取得後の年数等により、一般には発行日から3年～5年	一般旅券 5年or10年 (選択可能。ただし、20歳未満は5年のみ)

行政情報の電子化の例③ ※各行政機関のHPを基に作成

	個人番号カード (マイナンバーカード)	住民基本台帳 カード	運転免許証	パスポート
交付のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> 個人からのマイナンバーカード交付申請の後、市区町村が交付通知書を発送 受領時に交付通知書・通知カード、本人確認書類を確認の上、市区町村窓口で受領 	住基カードの利用を希望する住民からの申請に基づき、市区町村において必要初期データの書き込み及び券面印刷を実施し、交付	運転免許試験に合格した者等に対して、都道府県公安委員会が運転免許証を交付	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類を揃え、住民登録をしている都道府県のパスポート申請窓口で申請 申請時に渡された旅券引換証・手数料を本人が持参し、窓口で受領
交付主体	市区町村 [地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が全国の市区町村長から委任を受けて一括発行]	市区町村 [各市区町村または、指定情報処理機関(J-LIS)が発行]	都道府県公安委員会	外務省から事務委託を受けた各都道府県および、都道府県から再委託を受けた各市町村
情報変更	ICチップ及び券面に追記	ICチップ及び券面裏に追記	ICチップ及び券面裏に追記	不可(再発行)
情報変更主体	各市区町村	各市区町村	都道府県公安委員会	-

行政情報の電子化の例④ ※各行政機関のHPを基に作成

		個人番号カード (マイナンバーカード)	住民基本台帳 カード	運転免許証	パスポート
ICチップの セキュリティ 対策		<ul style="list-style-type: none"> 通信データ保護 利用者認証とアクセス制御 物理的攻撃への対抗 等 	<ul style="list-style-type: none"> 通信チャネル保護 相互認証 本人確認 等 	<ul style="list-style-type: none"> スキミング防止 (本籍及び顔写真の読出しにはPIN1とPIN2の照合が必要。他の情報の読出しはPIN1のみで可能) 	データ読み取りにあたっては、旅券の身分事項ページに印刷されている数字やアルファベットを読み取りに使用する（スキミング防止）
閲覧 方法	本人	<ul style="list-style-type: none"> 券面事項入力補助アプリを利用した閲覧（スマホで可） マイナポータル 	専用のソフトウェアをインストールしたパソコン及びICカードリーダー/ライター	各都道府県の運転免許試験場及び警察署に設置された端末	身分事項ページ記載事項と同内容
	行政	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村に設置された端末 	市区町村に設置された端末	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県警においては運転免許試験場及び警察署に設置された端末 その他機関においては専用ソフトウェアをインストールしたパソコン及びICカードリーダー/ライター 	<ul style="list-style-type: none"> 身分事項ページ記載事項と同内容 市販のパスポートリーダー
	民間	券面事項入力補助アプリを利用した閲覧	専用のソフトウェアをインストールしたパソコン及びICカードリーダー/ライター	専用のソフトウェアをインストールしたパソコン及びICカードリーダー/ライター	<ul style="list-style-type: none"> 身分事項ページ記載事項と同内容 市販のパスポートリーダー

その他の電子化の例① ※各機関等へのヒアリングを基に作成

	クレジットカード	Suica	ICタグ (図書館利用)
背景	従来の磁気ストライプ型のクレジットカードに比べ、偽変造・解析が困難なICチップを採用しより安全な決済を可能とした。	鉄道等使用時において、ワンタッチで改札機の通過、定期券区間以外で乗り降りした際の改札機通過時の自動清算機能等を備え、よりスムーズな乗客の鉄道利用を可能とした。	図書館で書籍等の貸出・返却業務やたな卸し業務の効率化、ならびに盗難防止装置の利用を実現するために、各書籍にICタグを装備された。
意義・効果	ICクレジットカード対応端末設置加盟店では原則サインのかわりに暗証番号入力により利用することが可能となり、安全性が向上した	旅客の利便性向上に加え、電子マネー等の機能も有し、買い物時にもワンタッチでの支払い等も可能となった。	業務の効率化、ならびに盗難防止
用途	クレジットカード利用可能店舗における決済	Suicaとして提供する電子マネーや乗車に必要な機能	資料の識別子、盗難防止
利活用	なし ※百貨店/マイレージ等他の用途と共有している場合がある	なし ※クレジットカード一体型等他の用途に活用している場合がある	なし

その他の電子化の例② ※各機関等へのヒアリングを基に作成

		クレジットカード	Suica	ICタグ (図書館利用)
格納情報		<ul style="list-style-type: none"> ・カード番号 ・氏名情報 ・有効期限 ・セキュリティコード ・カードブランド名 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・日付・入場駅・出場駅・残額・通番 ・プリペイドカード使用履歴 ・定期券情報 ・氏名(記名式Suica) ・普通列車グリーン券情報 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・書籍の資料番号 (自治体独自) ・盗難防止フラグ
導入時期		平成13年に標準仕様を策定。以降順次導入	平成13年	—
発行数		約600万枚 (H29年度)	約6400万枚 (H28年度)	図書館所蔵数による
カードタイプ	非接触	<ul style="list-style-type: none"> ・TypeAまたはTypeB (ISO/IEC14443) ・FeliCa (ISO/IEC18092) 	<ul style="list-style-type: none"> ・FeliCa (ISO/IEC18092) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO18000-3 (13.56Mhz) ・ISO18000-6 (960Mhz) ※図書館によるため、上記は例
	接触	ISO/IEC7816	-	-
有効期間		<ul style="list-style-type: none"> ・日本：5年前後が多い ・海外：2～3年が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・カードを利用した日から10年間利用がない場合、失効 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限なし

その他の電子化の例③ ※各機関等へのヒアリングを基に作成

	クレジットカード	Suica	ICタグ (図書館利用)
交付のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> 発行拠点での集中発行 即時発行機等での分散発行 	多機能券売機、みどりの窓口等の各拠点で発行	<ul style="list-style-type: none"> 館内で発行 図書館専用書店で、貼付・エンコード作業を実施する場合もある
交付主体	カード会社・銀行、金融機関 等	J R 東日本	規定なし
情報変更	<ul style="list-style-type: none"> 更新時は新たにカードを発行 	<ul style="list-style-type: none"> 乗降、定期情報変更等のたびに格納データに更新が入る 	<ul style="list-style-type: none"> 変更権限等は設定無し 再利用はしないことが多い
情報変更主体	カード会社・銀行、金融機関 等	J R 東日本	規定なし
ICチップのセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード業界認定 	<ul style="list-style-type: none"> FeliCaのセキュリティ対策 	なし